

認知症による資産凍結と家族信託の活用チェックリスト（2025 年版）

認知症の進行によって本人の意思確認が困難になると、銀行口座や不動産の管理が事実上停止（資産凍結）することがあります。このチェックリストは、そうした事態を予防し、家族信託を活用してスムーズに資産管理を行うための実務的な確認項目をまとめたものです。

STEP1：現状の資産とリスクを把握する

- ☐ 認知症リスクを考慮し、資産管理の現状を確認した
- ☐ 本人名義の銀行口座・不動産・有価証券の一覧を作成した
- ☐ 管理している家族（代理人）を整理した
- ☐ すでに成年後見制度や任意代理契約を利用していないか確認した
- ☐ 今後の判断力低下に備えた対応方針（家族信託・任意後見など）を検討した

STEP2：家族信託の設計・準備

- ☐ 信託の目的を明確にした（資産管理・生活費支出・相続対策など）
- ☐ 委託者（本人）、受託者（管理者）、受益者（利益を得る人）を決定した
- ☐ 信託財産の範囲を特定した（預金・不動産・有価証券など）
- ☐ 信託契約書の草案を作成し、家族間で共有した
- ☐ 公証役場または専門家への相談予約を行った

STEP3：契約締結と登記・実行

- ☐ 公正証書による信託契約を締結した
- ☐ 不動産を信託財産にする場合、信託登記を申請した
- ☐ 信託専用口座を開設し、財産を分離管理した
- ☐ 契約書・登記事項証明書を安全に保管した
- ☐ 家族間で運用ルール（支出・報告など）を明確にした

STEP4：信託後の運用・定期確認

- ☐ 信託財産の収支を年 1 回以上記録している
- ☐ 医療費や生活費支払いが円滑に行われている
- ☐ 家族間のコミュニケーション・説明責任を保っている
- ☐ 信託契約の内容を定期的に見直している
- ☐ 税務・法務の変更点について専門家に確認した

注意点・補足

- ・ 家族信託は本人の意思が確認できるうちに契約する必要があります。
- ・ 銀行や金融機関によって信託口座開設の条件が異なる場合があります。

- ・相続税・贈与税などの税務判断は税理士への相談が推奨されます。
- ・成年後見制度や遺言との併用も検討し、最適な組み合わせを選択しましょう。

参考 URL・専門家相談案内

 清和行政書士事務所 | 家族信託・相続サポート専用窓口

LINE 登録で『家族信託契約書テンプレート』資料も無料配布中。

参考：法務省 家族信託 Q&A <https://www.moj.go.jp/>